

# 令和3年度第2回 南河内地域水防災連絡協議会（書面開催）

## 議事内容

1. 【議案事項】書面開催について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1
2. 【議案事項】南河内地域水防災連絡協議会規約の改正（案）について・・・資料2
3. 【議案事項】5年間（H29～R3）で実施した具体的な取組みと進捗状況（案）  
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料3
4. 【議案事項】次期5年間（R4～R8）で実施する具体的な取組み（案）  
について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料4
5. 【議案事項】流域治水プロジェクト（石川ブロック・西除川ブロック）（案）  
について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料5
6. 【報告事項】行政WGの結果について・・・・・・・・・・・・ 資料6



## 資料1

### 【議事事項】 書面開催について

新型コロナウィルス感染症への対応により、協議会構成員  
が一同に会しての開催が困難であることから、協議会規約  
第7条第6項により協議会構成員に書面開催の同意を求めます。

南河内地域水防災連絡協議会規約 (案)

(名称)

第1条 本協議会の名称は、南河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(用語の定義)

第2条 この規約において「南河内地域」とは、協議会で防災・減災対策に取組む地域とし、別図に示す地域をいう。

(目的)

第3条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「南河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水や土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を迅速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

(組織)

第4条 協議会は、「南河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会に、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、協議会は、構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを設置することができるものとする。

(協議会での連絡協議事項)

第5条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「南河内地域」における防災・減災対策の取組に関する事項
- (2) 各市町村間の情報連絡系統の整備に関する事項
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材の情報交換に関する事項
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等の情報交換に関する事項
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知に関する事項
- (6) 南河内地域に関する雨量、水位等の情報伝達に関する事項
- (7) その他協議会の目的達成に必要と認める事項

(行政WGでの検討事項)

第6条 行政WGは、前条第1号から第4号の事項において、次の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機

関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「南河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第7条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に、会長を置き、会長には大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 会長は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第8条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 議長は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第9条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第12条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とす

る。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、大阪府富田林土木事務所に置く。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 3年5月27日から施行する。

この規約は、平成12年4月13日から施行する。

この規約は、平成13年6月14日から施行する。

この規約は、平成16年6月11日から施行する。

この規約は、平成21年6月11日から施行する。

この規約は、平成23年6月23日から施行する。

この規約は、平成30年1月29日から施行する。

この規約は、平成30年5月31日から施行する。

この規約は、令和元年 5月 29 日から施行する。

この規約は、令和2年5月 28 日から施行する。

この規約は、令和3年6月 8 日から施行する。

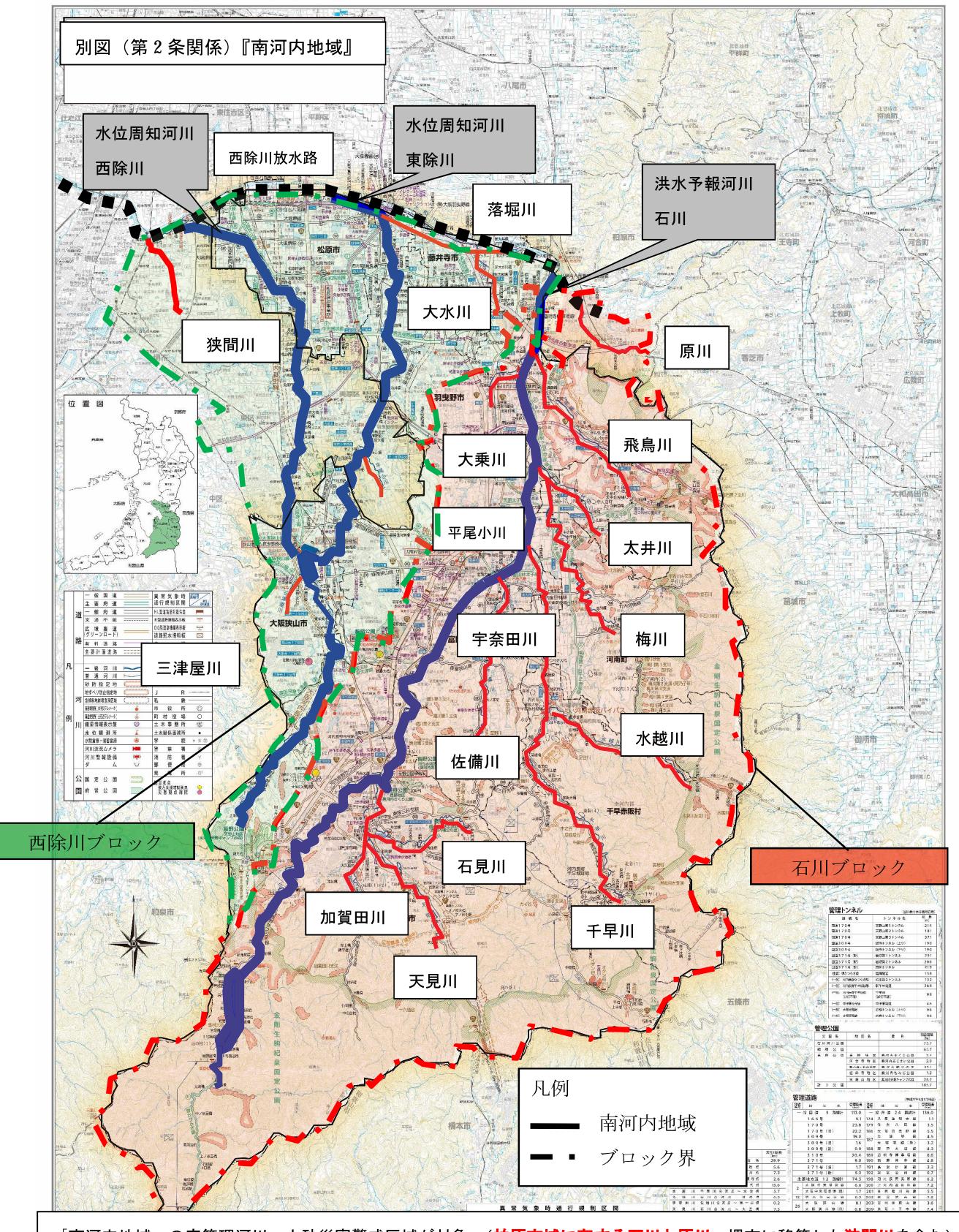
**この規約は、令和4年●●月●●日から施行する。**

別表1（第7条関係）

(自治体)
大阪府知事
富田林市長
河内長野市長
松原市長
羽曳野市長
藤井寺市長
大阪狭山市長
太子町長
河南町長
千早赤阪村長
堺市長
大阪市長
<b>柏原市長</b>
(自治体関係)
大阪府富田林土木事務所長
大阪府南河内地域防災監
<b>大阪府八尾土木事務所長</b>
<b>大阪府中河内地域防災監</b>
大阪府南部流域下水道事務所長
大阪府南河内農と緑の総合事務所長
大阪府藤井寺保健所長
大阪府富田林保健所長
(国関係)
国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長
気象庁大阪管区気象台長
(警察機関)
大阪府羽曳野警察署長
大阪府富田林警察署長
大阪府松原警察署長
大阪府黒山警察署長
大阪府河内長野警察署長
<b>大阪府柏原警察署長</b>
(消防機関)
堺市消防局消防長
富田林市消防本部消防長
河内長野市消防本部消防長
松原市消防本部消防長
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長
(占用事業者)
大阪広域水道企業団南部水道事業所長
関西電力送配電株式会社 大阪支社 東大阪地域統括長
大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 南部導管部長
河内長野ガス株式会社 導管事業部維持保安担当課長
西日本電信電話株式会社 <b>関西支店 設備部災害対策室長</b>
(運輸事業者)
近畿日本鉄道株式会社 工務課長
南海電鉄株式会社 工務課長
近鉄バス株式会社 松原営業所 所長
南海バス株式会社 河内長野営業所 所長
金剛自動車株式会社 運輸部 所長

別表2（第8条関係）

(自治体関係)
大阪府南河内地域防災担当参事 兼 大阪府富田林土木事務所 地域支援・企画課長
大阪府富田林土木事務所 建設課長
大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 建設課長
大阪府中河内地域防災担当参事 兼 大阪府八尾土木事務所 地域支援・企画課長
大阪府八尾土木事務所 建設課長
大阪府都市整備部事業管理室 事業企画課 参事
大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事
大阪府下水道室 事業課長
大阪府建築部建築指導室 建築企画課長
大阪府危機管理室防災企画課参事
大阪都市計画局計画推進室 計画調整課 参事
大阪府南部流域下水道事務所 建設課長
大阪府南河内農と緑の総合事務所 地域政策室 室長
富田林市 危機管理官
富田林市 産業まちづくり部長
河内長野市 危機管理監
河内長野市 都市づくり部長
松原市 副理事兼危機管理課長
松原市 上下水道管理課長
羽曳野市 危機管理室長
羽曳野市 下水道部長
藤井寺市 危機管理監
藤井寺市 都市整備部長
大阪狭山市 危機管理室室次長
大阪狭山市 水資源部治水対策グループ課長
太子町 まちづくり推進部長
太子町 政策総務部長
河南町 総合政策部長
河南町 まち創造部長
千早赤阪村 危機管理課長
千早赤阪村 施設整備課長
堺市 危機管理室長
堺市 土木部長
堺市 下水道管路部長
大阪市 危機管理室 防災計画担当課長
大阪市 建設局企画部 工務課長
柏原市 危機管理監
柏原市 都市デザイン部長
柏原市 上下水道部長
(国関係)
国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所 事業対策官
大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報調整官



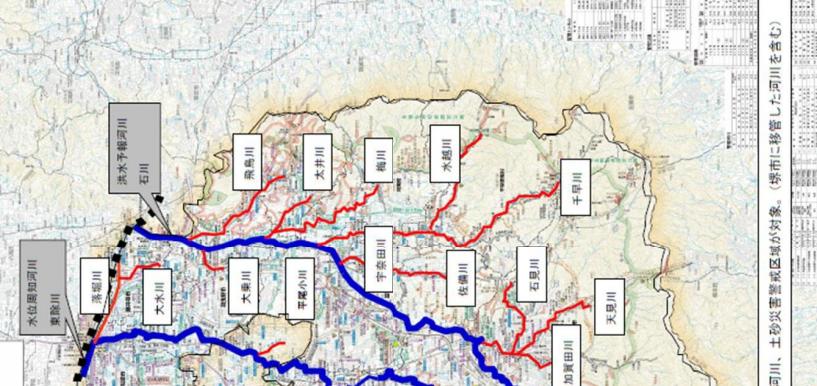
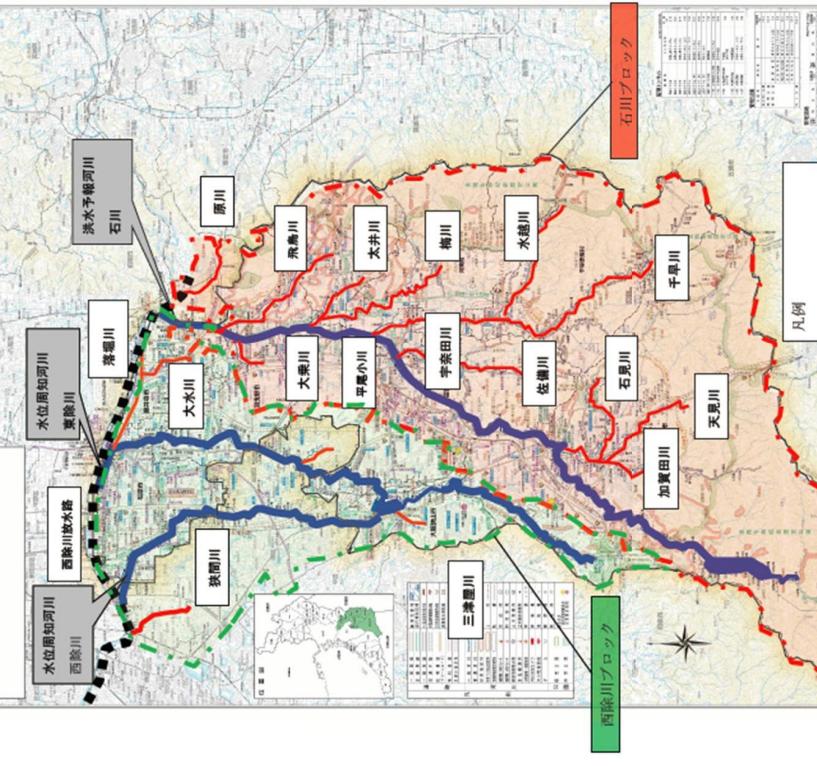
「南河内地域」の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。(柏原市域に存する石川と原川、堺市に移管した狭間川を含む)

規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
<p>(目的) 第3条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「南河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水や土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を迅速かつ的確に行なうことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する</p>	<p>(目的) 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供することとともに、「南河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組<b>及び流域治水プロジェクト</b>を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水や土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を迅速かつ的確に行なうことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成3年5月27日から施行する。      この規約は、平成12年4月13日から施行する。      この規約は、平成13年6月14日から施行する。      この規約は、平成16年6月11日から施行する。      この規約は、平成21年6月11日から施行する。      この規約は、平成23年6月23日から施行する。      この規約は、平成30年1月29日から施行する。      この規約は、平成30年5月31日から施行する。      この規約は、令和元年5月29日から施行する。      この規約は、令和2年5月28日から施行する。      この規約は、令和3年6月8日から施行する。  <u>この規約は、令和4年●●月●●日から施行する。</u></p>	

現行規約	改正案規約	備考				
<p>別表1 (第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(自治体)</th> <th>(自治体関係)</th> <th>(国関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府富田林市長 河内長野市長 松原市長 羽曳野市長 藤井寺市長 大阪狭山市長 太子町長 河内町長 千早赤阪村長 瑞市長 大坂市長  <b>柏原市長</b></td> <td> <p><b>(自治体)</b> 大阪府富田林市土木事務所長 大阪府河内地域消防監督 大阪府南河内流域下水道事務所長 大阪府南河内農業と緑の総合事務所長 大阪府藤井寺保健所長 大阪府富田林保健所長</p> <p><b>(国関係)</b> 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長 気象庁大阪管区気象台長  <b>(警察機関)</b> 大阪府河内長野警察署長 大阪府松原警察署長 大阪府河内長野警察署長  <b>(消防機関)</b> 堺市消防本部消防長 河内長野市消防本部消防長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長  <b>(占用事業者)</b> 関西電気企業団消防課長 大阪市消防本部消防課長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防課長 大阪市消防本部消防課長 関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 導管事業部持分安佐担当課長 西日本電信電話株式会社 大阪支店 評議部災害対策担当課長  <b>(運輸事業者)</b> 近畿日本鉄道株式会社 工務課長 南海電鉄株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 松原営業所 所長 近畿自動車株式会社 河内長野営業所 所長</p> </td> <td> <p><b>(自治体)</b> 大阪府富田林市土木事務所長 河内長野市河内地域消防監督 松原市長 羽曳野市長 藤井寺市長 大阪狭山市長 太子町長 河内町長 千早赤阪村長 瑞市長 大坂市長  <b>柏原市長</b></p> <p><b>(自治体関係)</b> 大阪府富田林市土木事務所長 大阪府河内地域消防監督 大阪府南河内流域下水道事務所長 <b>大阪府河内地域消防監督</b> 大阪府南河内農業と緑の総合事務所長 大阪府藤井寺保健所長 大阪府富田林保健所長</p> <p><b>(国関係)</b> 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長 気象庁大阪管区気象台長  <b>(警察機関)</b> 大阪府河内長野警察署長 大阪府松原警察署長 大阪府河内長野警察署長  <b>(消防機関)</b> 堺市消防本部消防長 河内長野市消防本部消防長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長  <b>(占用事業者)</b> 関西電気企業団消防課長 大阪市消防本部消防課長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防課長 大阪市消防本部消防課長 関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 導管事業部持分安佐担当課長 西日本電信電話株式会社 大阪支店 評議部災害対策担当課長  <b>(運輸事業者)</b> 近畿日本鉄道株式会社 工務課長 南海電鉄株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 私営営業所 所長 近畿自動車株式会社 運転部 所長</p> </td> </tr> </tbody> </table>	(自治体)	(自治体関係)	(国関係)	大阪府富田林市長 河内長野市長 松原市長 羽曳野市長 藤井寺市長 大阪狭山市長 太子町長 河内町長 千早赤阪村長 瑞市長 大坂市長  <b>柏原市長</b>	<p><b>(自治体)</b> 大阪府富田林市土木事務所長 大阪府河内地域消防監督 大阪府南河内流域下水道事務所長 大阪府南河内農業と緑の総合事務所長 大阪府藤井寺保健所長 大阪府富田林保健所長</p> <p><b>(国関係)</b> 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長 気象庁大阪管区気象台長  <b>(警察機関)</b> 大阪府河内長野警察署長 大阪府松原警察署長 大阪府河内長野警察署長  <b>(消防機関)</b> 堺市消防本部消防長 河内長野市消防本部消防長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長  <b>(占用事業者)</b> 関西電気企業団消防課長 大阪市消防本部消防課長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防課長 大阪市消防本部消防課長 関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 導管事業部持分安佐担当課長 西日本電信電話株式会社 大阪支店 評議部災害対策担当課長  <b>(運輸事業者)</b> 近畿日本鉄道株式会社 工務課長 南海電鉄株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 松原営業所 所長 近畿自動車株式会社 河内長野営業所 所長</p>	<p><b>(自治体)</b> 大阪府富田林市土木事務所長 河内長野市河内地域消防監督 松原市長 羽曳野市長 藤井寺市長 大阪狭山市長 太子町長 河内町長 千早赤阪村長 瑞市長 大坂市長  <b>柏原市長</b></p> <p><b>(自治体関係)</b> 大阪府富田林市土木事務所長 大阪府河内地域消防監督 大阪府南河内流域下水道事務所長 <b>大阪府河内地域消防監督</b> 大阪府南河内農業と緑の総合事務所長 大阪府藤井寺保健所長 大阪府富田林保健所長</p> <p><b>(国関係)</b> 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長 気象庁大阪管区気象台長  <b>(警察機関)</b> 大阪府河内長野警察署長 大阪府松原警察署長 大阪府河内長野警察署長  <b>(消防機関)</b> 堺市消防本部消防長 河内長野市消防本部消防長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長  <b>(占用事業者)</b> 関西電気企業団消防課長 大阪市消防本部消防課長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防課長 大阪市消防本部消防課長 関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 導管事業部持分安佐担当課長 西日本電信電話株式会社 大阪支店 評議部災害対策担当課長  <b>(運輸事業者)</b> 近畿日本鉄道株式会社 工務課長 南海電鉄株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 私営営業所 所長 近畿自動車株式会社 運転部 所長</p>
(自治体)	(自治体関係)	(国関係)				
大阪府富田林市長 河内長野市長 松原市長 羽曳野市長 藤井寺市長 大阪狭山市長 太子町長 河内町長 千早赤阪村長 瑞市長 大坂市長  <b>柏原市長</b>	<p><b>(自治体)</b> 大阪府富田林市土木事務所長 大阪府河内地域消防監督 大阪府南河内流域下水道事務所長 大阪府南河内農業と緑の総合事務所長 大阪府藤井寺保健所長 大阪府富田林保健所長</p> <p><b>(国関係)</b> 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長 気象庁大阪管区気象台長  <b>(警察機関)</b> 大阪府河内長野警察署長 大阪府松原警察署長 大阪府河内長野警察署長  <b>(消防機関)</b> 堺市消防本部消防長 河内長野市消防本部消防長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長  <b>(占用事業者)</b> 関西電気企業団消防課長 大阪市消防本部消防課長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防課長 大阪市消防本部消防課長 関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 導管事業部持分安佐担当課長 西日本電信電話株式会社 大阪支店 評議部災害対策担当課長  <b>(運輸事業者)</b> 近畿日本鉄道株式会社 工務課長 南海電鉄株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 松原営業所 所長 近畿自動車株式会社 河内長野営業所 所長</p>	<p><b>(自治体)</b> 大阪府富田林市土木事務所長 河内長野市河内地域消防監督 松原市長 羽曳野市長 藤井寺市長 大阪狭山市長 太子町長 河内町長 千早赤阪村長 瑞市長 大坂市長  <b>柏原市長</b></p> <p><b>(自治体関係)</b> 大阪府富田林市土木事務所長 大阪府河内地域消防監督 大阪府南河内流域下水道事務所長 <b>大阪府河内地域消防監督</b> 大阪府南河内農業と緑の総合事務所長 大阪府藤井寺保健所長 大阪府富田林保健所長</p> <p><b>(国関係)</b> 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長 気象庁大阪管区気象台長  <b>(警察機関)</b> 大阪府河内長野警察署長 大阪府松原警察署長 大阪府河内長野警察署長  <b>(消防機関)</b> 堺市消防本部消防長 河内長野市消防本部消防長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長  <b>(占用事業者)</b> 関西電気企業団消防課長 大阪市消防本部消防課長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防課長 大阪市消防本部消防課長 関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 導管事業部持分安佐担当課長 西日本電信電話株式会社 大阪支店 評議部災害対策担当課長  <b>(運輸事業者)</b> 近畿日本鉄道株式会社 工務課長 南海電鉄株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 工務課長 近畿バス株式会社 私営営業所 所長 近畿自動車株式会社 運転部 所長</p>				

現行規約	改正案規約	備考
別表2 (第8条関係)	別表2 (第8条関係)	
<p>(自治体関係)</p> <p>大阪府南河内地域防災監 事務所 大阪府富田林土木事務所 建設課長 大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 事業企画課 参事 大阪府都市整備部河川室 河川整備課 事業課長</p> <p>富田林市 危機管理官 産業まちづくり部長 危機管理監 河内長野市 郡市づくり部長 河内長野市 副理事兼危機管理課長 松原市 危機管理全長 羽曳野市 下水道部長 藤井寺市 危機管理監 藤井寺市 郡市整備部長</p> <p>大阪狭山市 危機管理室次長 太子町 まちづくり推進部長 政務総務部長 河南町 総合政策部長 千早赤阪村 施設整備課長 猪名川市 危機管理室長 猪名川市 土木部長 大阪市 危機管理室 防災計画担当課長 工務課長 建設局企画部</p> <p>(国関係)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所 大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報調整官</p>	<p>(自治体関係)</p> <p>大阪府南河内地域防災担当参事 事務所 建設課長 大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 事業企画課 参事 大阪府南河内地域防災担当参事 事務所 建設課長 大阪府鶴見市整備部河川室 河川整備課 事業課長 大阪府危機管理室防災企画課参事 大阪都市計画局計画推進室 計画調整課 参事 大阪府南河内線の総合事務所 地政政策室 室長</p> <p>富田林市 危機管理官 富田林市 産業まちづくり部長 河内長野市 危機管理監 都市づくり部長 河内長野市 副理事兼危機管理課長 松原市 上下水道管理課長 羽曳野市 下水道部長 藤井寺市 危機管理監 藤井寺市 都市整備部長</p> <p>大阪狭山市 危機管理室次長 太子町 まちづくり推進部長 政務総務部長 河南町 総合政策部長 千早赤阪村 施設整備課長 猪名川市 危機管理室長 猪名川市 土木部長 大阪市 危機管理室 防災計画担当課長 工務課長 建設局企画部</p> <p>(国関係)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所 大阪管区気象台 気象防災部 気象防災情報調整官</p>	

現行規約	改正案規約	備考
		<p>別図(第2条関係)「南河内地域」</p> <p>「南河内地域」の所管理河川、土砂災害警戒区域が対象。(柏原市域に準ずる石川と三井川、堺市に移管した鶴間川を含む)</p>

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組(案)

【資料3】

具体的な取組の柱 事 項	主な取組内容	令和3年度末時点の進捗状況
具体的な取組		
<b>(1) 内滑かつ迅速な避難のための取組</b>		
①情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・2017年6月から石川、西除川、東除川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す	実施済み 石川・東除川・西除川のホットライン構築済み
土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する	実施済み 2018年2月に実施
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている市町村とホットラインを構築済み	実施済み 5市2町1村とホットライン構築済み
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町村に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成	実施済み 南河内地域広域タイムラインが完成
	【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	実施中 タイムラインは作成済み 実際に運用若しくは訓練等で活用を進めていく
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市町村域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町村の行政間で構築した石川、西除川、東除川のタイムラインを作成済み ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す	実施済み 石川、西除川、東除川のタイムラインが完成
	【多機関連携型タイムラインの作成】 市町村単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する	実施済み 管内全市町村において策定済み
	【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	実施中 浸水想定区域図公表や国ガイドライン改訂を踏まえ、避難勧告等の見直しを検討
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 水害リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う	実施中 モデル地区による作成を検討中。また、パンフレット、動画等のHP掲載などで啓発を実施。
	【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する	実施中 モデル地区による作成が完了次第実施を検討
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市町村域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に指定されている市町村においてタイムライン作成済み	実施済み 管内の市町村においてタイムライン完成
	【多機関連携型タイムラインの作成】 市町村域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する	実施済み 管内の市町村において作成済
	【タイムラインの活用】 土砂災害対応タイムラインも活用したを避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	実施中 タイムラインは河南町において運用中。堺市は策定済。 河内長野市・大阪狭山市では発令基準を見直し済
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う	実施中 6地区策定済、2地区策定中
	【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく実災害や避難訓練等を検討し、実施する	実施中 河南町においてタイムラインの作成ワークショップにて、垂直避難訓練を実施
水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する	実施中 2市において拡大を図る

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組(案)

【資料3】

具体的な取組の柱 事 項	主な取組内容	令和3年度末時点の進捗状況
具体的な取組		
<b>ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供</b>	<p>【情報提供の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大</li> <li>・防災情報メールの情報提供内容の充実</li> <li>・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報）</li> <li>・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新）</li> <li>・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システム更新）</li> </ul>	実施済み  水防災情報システムの更新業務に着手 <b>2018年2月</b> 土砂災害情報システム更新済み
<b>隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等</b>	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町村への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町村における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う	実施済み  隣接市町村と避難場所の利用に関する協定を締結済。松原市・羽曳野市・藤井寺市においては具体的な運用について協議済
<b>要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）</b>	<p>【避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画への位置づけ。</li> <li>・2021度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。</li> </ul>	実施中  管内全市町村において <b>R3年度末</b> 、策定率 <b>100%</b> を目指し活動中
<b>②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</b>		
<b>想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度までに石川、西除川、東除川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う</li> <li>・その他の河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う</li> </ul>	実施済み  西除川、東除川水系の <b>2019年度</b> に公表済 石川水系は <b>2020年度</b> に公表済
<b>基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎調査1巡目が完了し、2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う</li> <li>・調査は概ね5年に1度実施する</li> </ul>	実施済み  <b>2017年度</b> より2巡目の基礎調査を実施中
<b>水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用</b>	<p>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成（更新）と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合、その区域にある市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知</li> <li>・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知</li> <li>・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知</li> <li>・市町村は浸水実績をハザードマップに反映させる</li> <li>・市町村において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施</li> </ul>	実施中  西除川、東除川水系の <b>2019年度</b> に公表済 石川水系は <b>2020年度</b> に公表済 それに伴い、市町村においてそれぞれHMを更新または更新作業を開始
<b>浸水実績等の周知</b>	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	実施中  災害が発生した場合、府並びに市町村間で情報を共有、住民へ速やかに周知する。
<b>水害の記録の整理</b>	過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表	実施済み  HPで公表。各市町村で近年災害のパネル展を実施
<b>防災教育の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化</li> <li>・出前講座などによる防災教育の推進</li> </ul>	実施済み  市町村の小学校で出前講座を実施。
<b>危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施</li> <li>・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計の配置状況を確認</li> </ul>	実施済み  洪水リスクの高い宇奈田川、加賀田川で危機管理型水位計を設置

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組(案)

【資料3】

具体的な取組の柱 事 項	流域治水プロジェクトブロック名	主な取組内容	令和3年度末時点の進捗状況
具体的な取組			
システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市町村の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成	実施中	地区的避難訓練事例を共有
地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市町村は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は <b>2017</b> 年度までに、それ以外の箇所は <b>2020</b> 年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市町村単位・地区単位）	実施中	警戒区域内の地区版ハザードマップ作成支援。区域内の施設には、ハザードマップを通知済。
(2) 的確な水防活動のための取組			
①水防体制の強化に関する事項			
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新委託伴う重要水防箇所の見直し ・河川管理者と水防管理者による河川巡視点検の実施	実施済み	令和2年度に西除川・東除川流域、令和3年度に石川流域の浸水想定図が公表されたこと合わせ見直しを行った
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する	実施中	今般のコロナ禍の影響により集会や会議など行えないことから、自治体や支援が困難であったことから進捗に
水防訓練の充実	大和川地域防災総合演習、市町村による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する	実施中	今般のコロナ禍の影響により職員のみの演習や中止にするなど影響が大きかった。
水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る	実施中	市町村において消防による訓練を実施
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市町村への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討	実施中	全市町村が必要性を認識しており、災害応援の医療機関との連携体制を検討。
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける ・市町村庁舎の機能確保を実施する	実施中	非常用電源設備等を建物の上層階へ移設するなど順次改修中
(3) 沈没水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施	実施中	西除川、東除川水系及び石川水系の浸水継続時間を作成済
浸水被害軽減地区の指定	・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・浸水被害軽減地区的指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有	実施中	石川、西除川、東除川水系の浸水想定区域図の結果により検討
流域全体での取組み	・既存ストック（調整池等）を活用した治水対策を推進する ・ため池の治水活用の推進（ <u>治水容量の確認</u> ）	実施中	5市町で順次ため池HMを作成中
④ 河川管理施設の整備等に関する事項			
河川管理施設の整備等に関する事項			
堤防等河川管理施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する ・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める ・河川特性マップの周知及び共有 ・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有	実施済み	河川特性マップを市町村と共有 河川特性マップを踏まえ、対策箇所の決定と実施

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組(案)

【資料3】

具体的な取組の柱 事 項	流域治水プロジェクトブロック名	主な取組内容	令和3年度末時点の進捗状況
具体的な取組			
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行整備内容（余裕高部、バラベット、天端部の補強等）の協議会での共有</li> <li>・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討</li> </ul>	実施中 計画的なハード整備を実施、協議会で情報共有を行う
施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する		実施済 他事務所及び市町村と連携し訓練を実施
<b>(5) 滝災・防災に関する国の支援</b>			
減災・防災に関する国の支援 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知		実施済み 防災・安全交付金の効果促進事業でハザードマップ作成等が可能
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク表示図の公表を実施</li> <li>・関係機関（市町村開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知</li> <li>・開発申請者などへのリスクの周知</li> </ul>	実施済み 開発申請時の洪水や土砂災害リスクの周知。 <b>HM</b> によるリスク表示図の公表	
災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る</li> <li>・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新</li> </ul>	実施済み 市町村の担当者向け災害実務者研修を実施	
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整		実施済み <b>Dimaps</b> 掲載情報更新に向け、国からの依頼に基づき、国ハザードマップポータルサイトへデータ提供。
補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市町村は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する</li> </ul>	実施済み 補助制度を設置。補助制度の活用を地域へ周知。	

## 次期5年間（R4～R8）で実施する具体的な取り組み（案）

【資料4】

具体的な取組の柱 事項	具体的な取組	主な取組内容
<b>(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>		
①情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年6月から石川、西除川、東除川のホットラインを実施中。</li> <li>・ホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する</li> <li>・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す</li> </ul>	
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	ホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する。	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	<p>【タイムラインの活用】</p> <p>タイムラインを風水害時や訓練等で運用し明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ避難指示の発令基準やタイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。</p>	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市町村域】	<p>【避難情報発令型タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川、西除川、東除川のタイムラインを「実際に運用を行い順次改善をしていく</li> <li>・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す</li> </ul> <p>【タイムラインの活用】</p> <p>風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難情報の発令基準やタイムラインの見直し等を「実際の運用や訓練を通じ順次改善をしていく</p>	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う</li> <li>・各市町村のHPでPRをしていく。また、モデル地区の情報共有を行う。</li> </ul> <p>【タイムラインの活用】</p> <p>モデル地区による作成が完了次第実施をしていく</p>	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市町村域】	<p>【タイムラインの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難情報の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する</li> <li>・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る</li> </ul>	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う</li> <li>・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る</li> </ul> <p>【タイムラインの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく実災害や避難訓練等を検討し、実施する</li> <li>・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る</li> </ul>	
水害危険性の周知促進	<p>【水位周知河川の拡大】</p> <p>想定最大規模を対象とした浸水想定区域図を踏まえて検討予定</p>	
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供	<p>【情報提供の拡大】</p> <p>今後も、防災情報の用語や表現内容の見直しを行っていく</p>	
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町村への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町村における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について今後も連携を図っていく	

## 次期 5 年間（R4～R8）で実施する具体的な取り組み（案）

【資料4】

具体的な取組の柱 事 項	具体的な取組	主な取組内容
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）		<p>【避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未達成の市町村へのフォロー及び新たに建設される要配慮者施設への提出を引き続き促していく。</li> <li>・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。</li> <li>・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね 1ヶ月を目標に、訓練結果を報告させる</li> </ul>
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う	<b>新規</b>
水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用	<p>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成（更新）と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合、その区域にある市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知</li> <li>・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知</li> <li>・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知</li> <li>・市町村は浸水実績をハザードマップへの反映を検討する</li> <li>・市町村において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施</li> <li>・今後もHM作成に必要となる情報を市町村と情報の共有を行っていく</li> </ul> <p>【土砂災害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知</li> <li>・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知</li> <li>・市町は土砂災害実績をハザードマップに反映させる</li> <li>・市町において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施</li> </ul>	<b>新規</b>
浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。過去の災害情報をHMなどで周知していく	
災害リスクの現地表示	災害リスク低減に寄与する情報(避難所の案内看板・まるごとまちごとハザードマップなど)の現地表示を行う	<b>新規</b>
防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化</li> <li>・引き続き、市町村の小学校で出前講座などによる防災教育の推進</li> </ul>	
システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市町村の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成を働きかけていく	
地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	達成できていない団体へ支援を行うとともに、警戒区域が更新された場合、関係市町村と連絡を取り更新をしていく。	
(2) 的確な水防活動のための取組		
①水防体制の強化に関する事項		
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する	

## 次期5年間（R4～R8）で実施する具体的な取り組み（案）

【資料4】

具体的な取組の柱 事 項	具体的な取組	主な取組内容
水防訓練の充実		大和川地域防災総合演習、市町村による水防演習について、コロナ禍の影響で大人数での訓練の制限があったが、今後コロナ禍が収まりを見極め、風水害訓練等を実施、職員の習熟を図っていく。
水防関係者間での連携、協力に関する検討		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る</li> <li>・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る</li> </ul>
<b>②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項</b>		
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施</li> <li>・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討</li> <li>・先行している市町の事例を紹介することで、他市町村への浸透を図る</li> </ul>
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎や病院など改築に合わせて実施するなど順次拡大していく</li> </ul>
<b>(3) 泛濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>		
<b>氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施</li> <li>・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成</li> <li>・排水計画の実施</li> </ul>
浸水被害軽減地区の指定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供</li> <li>・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供</li> <li>・浸水被害軽減地区の指定を検討、実施</li> <li>・他事例の情報収集、共有</li> </ul>
流域全体での取組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ストック（調整池等）を活用した治水対策を推進する</li> <li>・ため池の治水活用の推進</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利水ダム等における事前放流の更なる推進【新規項目】</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○狭山池ダム           <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度から、3日前から1日前までに計画降雨相当の降雨が見込まれる場合にも、事前放流を実施することになった。</li> <li>・現在の操作を継続して実施し、必要に応じて改善していく。</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○滝畠ダム           <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画降雨相当の降雨に対する事前放流について検討を実施し、事前放流操作の実施を目指す。</li> </ul> </li> </ul>
		<b>新規</b>
<b>雨水貯留浸透施設の整備等</b>		<b>新規</b>
<b>下水道等の排水施設の整備</b>		<b>新規</b>
土地利用誘導		立地適正化計画における居住誘導区域の設定・見直し及び防災指針の策定を検討する
		<b>新規</b>

## 次期5年間（R4～R8）で実施する具体的な取り組み（案）

【資料4】

具体的な取組の柱 事項	具体的な取組	主な取組内容
<b>(4) 河川管理施設の整備等に関する事項</b>		
河川管理施設の整備等に関する事項		
堤防等河川管理施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する</li> <li>・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める</li> <li>・河川特性マップの周知及び共有</li> <li>・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有</li> <li>・河川砂防・下水施設等の整備については、「西除川ブロック」「石川ブロック」流域治水管理図に基づき推進する</li> </ul>	
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行整備内容（余裕高部、バラベット、天端部の補強等）の協議会での共有</li> <li>・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討</li> <li>・河川砂防・下水施設等の整備については、「西除川ブロック」「石川ブロック」流域治水管理図に基づき推進する</li> </ul>	
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水リスクの高い地域において、水門等の自動化・遠隔操作可を優先的に整備する対象施設を抽出する。</li> <li>・下水道管理者が管理する樋門等の操作規則策定を推進</li> </ul>	<b>新規</b>
施設管理の高度化の検討	<p>【施設管理におけるドローンの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する</li> <li>・今後も市町村と連携することで連携を強化していく</li> </ul>	
<b>(5) 減災・防災に関する国の支援</b>		
減災・防災に関する国の支援		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	新たな補助金制度など創設されれば周知を行っていく	
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク表示図の公表を実施</li> <li>・関係機関（市町村開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知</li> <li>・開発申請者などへのリスクの周知</li> <li>・新たなHMを作成するときなど適時最新の情報を周知していく</li> </ul>	
補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市町村は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。また、新たな補助制度など創設されれば周知を行っていく	

## 一級水系 流域治水管理図

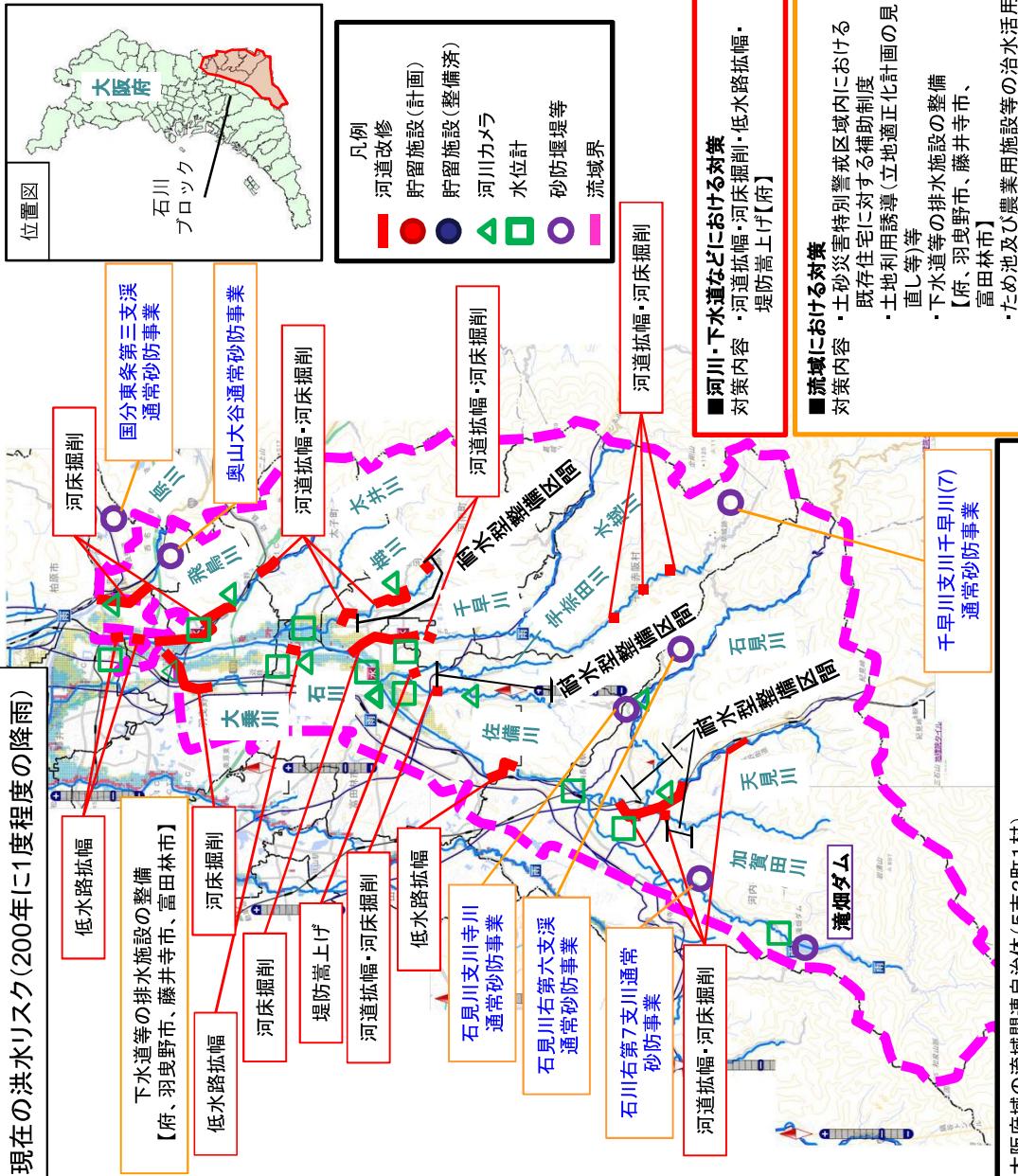
# 石川ブロック 流域治水 管理図【案】

資料5

大阪府

○石川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削・堤防嵩上げ等または耐水型都市づくり等による洪水対策を実施します。太井川、水越川を除き、大乗川、梅川、佐備川、天見川では、時間雨量50ミリ程度の降雨、石川、飛鳥川、石見川では時間雨量65ミリ程度の降雨、千早川、宇奈田川、加賀田川、原川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。

### 現在の洪水リスク(200年に1度程度の降雨)



大阪府域の流域開拓自治体(5市2町1村)

河内長野市、富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

### ■ソフト対策(大阪府水防災連絡協議会の「地域の取組方針」に定める内容を反映)

#### 反映

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ・水・ドライインの運用(洪水・土砂)【府、市町村】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認
  - ・(広域タイムライン)(洪水)【府・市町村・民間】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認
  - ・(市域・町域タイムライン)(洪水・土砂)【市町村】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認
  - ・(コミュニケーション)(洪水・土砂)【市町村】
  - ・水害危険性の周知促進【府】
  - ・ICを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
  - ・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等
  - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
  - ・(洪水・土砂災害)【府、市町村】
  - ・隣接市町村への周知・教育・訓練に関する事項等
  - ・②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
    - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
    - ・浸水実績等の周知【府、市町村】
    - ・災害リスクの現地表示【市町村】
    - ・防災教育の推進【府、市町村】
    - ・システムを活用した情報共有【府、市町村】
    - ・地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【府、市町村】
    - ・水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・土砂)【府、市町村】
    - ・浸水実績等の周知【府、市町村】
    - ・水防訓練の充実【府・市町村】
    - ・水防関係者間での連携・協力に関する検討【市町村】
    - ・市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
    - ・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実
    - ・非常用発電機等の整備【市町村】
    - ・排水施設、排水管機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等
    - ・浸水被害軽減地区の指定【府、市町村】
    - ・閘門・涵管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市町村】
    - ・施設管理の高度化の検討【府】
  - ③減災・防災に対する国の支援措置
    - ・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】
    - ・適正な土地利用の促進【府、市町村】
    - ・補助制度の活用【市町村】

※下水は市町村ごとに対象降雨が異なります。

## 一級水系 流域治水管理図

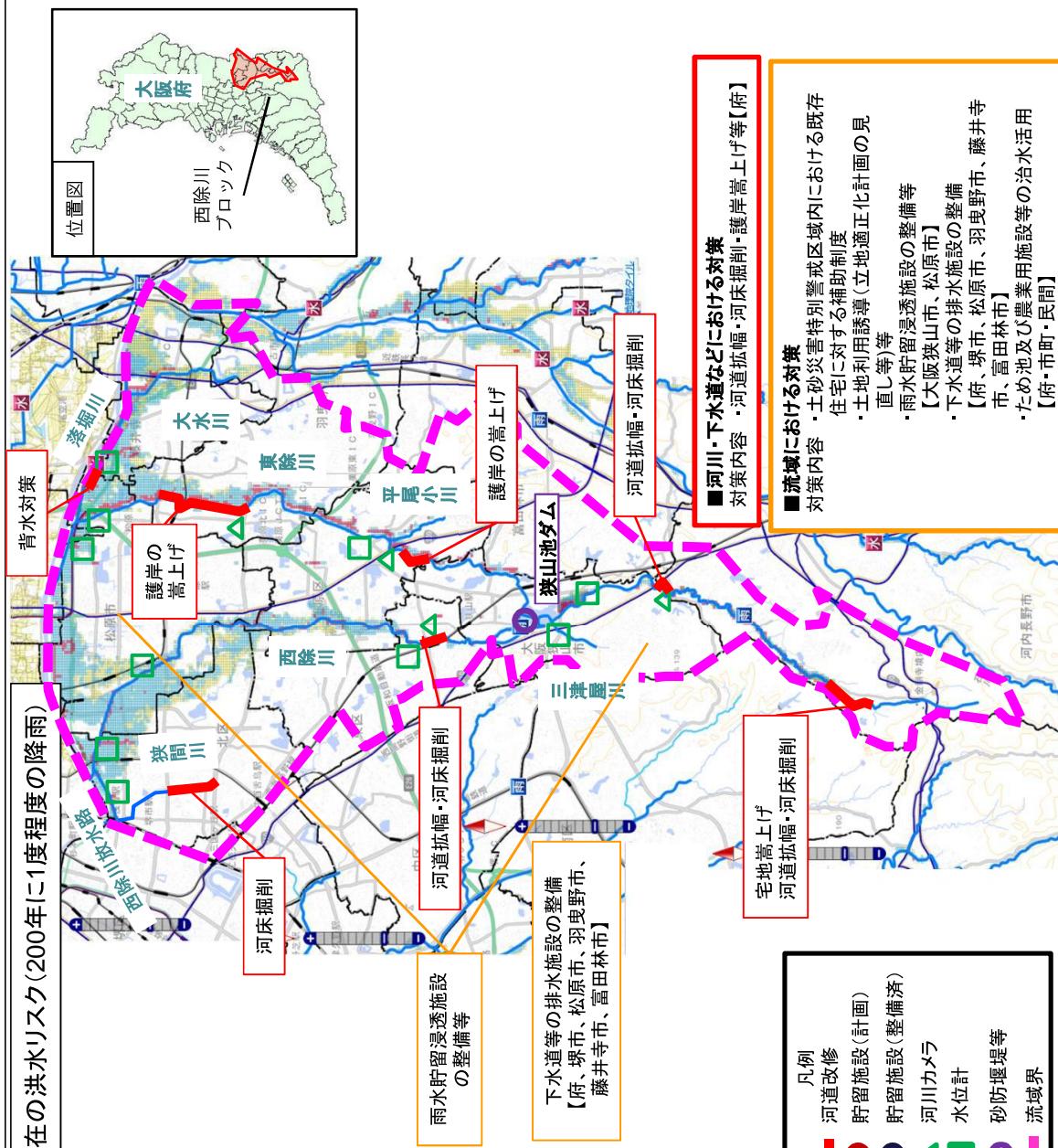
# 西除川ブロック 流域治水 管理図【案】

## 大阪府

資料5

○西除川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅・河床掘削・堤防嵩上げ等による洪水対策を実施します。西除川放水路、三津屋川、落堀川、東除川、平尾川、羽曳野川では、現状で当面の目標を達成しております。現状で当面の目標を達成しております。西除川の狭山池ダムより上流、東除川、狭間川では時間雨量50ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。

### 現在の洪水リスク(200年に1度程度の降雨)



### ■ソフト対策(大阪府水防災連絡協議会の「地域の取組方針」に定める内容を反映)

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ・ホットラインの運用(洪水・土砂)【府、市】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認
  - ・(広域タイムライン)(洪水)【府・市・民間】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認
  - ・(地域タイムライン)(洪水・土砂)【市】
  - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認
  - ・(コミュニティタイムライン)(洪水・土砂)【市】
- ②ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
  - ・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等【府・市】
  - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・土砂災害)【府、市】
- ③平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
  - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
  - ・水害ハザードマップの改良・周知・活用(洪水・土砂)【府、市】
  - ・浸水実績等の周知【府、市】
  - ・災害リスクの現地表示【市】
  - ・防災教育の推進【府、市】
  - ・システムを活用した情報共有【府、市】
- ④地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【府、市】
  - ・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)【府、市】
  - ・水防訓練の充実【府、市】
  - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【市】
  - ・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実
- ⑤(耐水化、非常用発電機等の整備)【市】
  - ・雨水施設、排水機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等【府、市】
  - ・浸水被害軽減地区の指定【府、市】
  - ・閘門・通管等の施設の確実な運用体制の確保【府、市】
- ⑥減災、防災に関する国との支援
  - ・適正な土地利用の促進【府、市】
  - ・補助制度の活用【市】



※下水は市町村ごとに対象降雨が異なります。

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

## 【報告事項】 行政WGの結果

令和3年度 第2回 南河内地域水防災連絡協議会行政WG

日時：令和3年12月6日（月）10：00～12：00

場所：南河内府民センター 3階講堂（Web 同時開催）

（議事概要）

1. 水防災連絡協議会における次期「地域の取組方針」と流域治水の進め方について

- ・大和川水系流域治水プロジェクトの中で「石川ブロック」と「西除川ブロック」にわかれしており、それぞれ流域の特性を踏まえた管理図を作成。次期5か年の取組方針の中に位置づけ流域治水を推進したいことを説明。

- ・大阪市より管理図と次期5か年の取組方針での位置づけについて今回の資料だけではわかりづらいことから、改めて説明をすることとなった

2. 南河内地域水防災連絡協議会規約改正（素案）について

- ・素案について説明したが、市町村より大和川水系流域治水プロジェクトの中での位置づけがわかりにくいことから、改めて説明をおこなうこととした。

3. 5年間（H29～R3）の取組状況まとめ結果及び次期5か年の取組内容素案について

- ・事務局より資料提供し、市町村の確認を受ける。
- ・市町村より5年間の取組状況について説明を受ける。

4. おおさかタイムライン防災プロジェクトの取組状況について

- ・事務局より資料提供し、概要について説明を行う。

5. 南河内地域広域タイムラインの改正について

- ・南河内広域タイムラインのアンケート結果の報告
- ・南河内広域タイムライン総括表で、大阪市及び堺市が実施機関として登録されていないことから作成の経緯を確認し、実施機関として登録を検討する。

6. 要配慮者利用施設避難確保計画促進・訓練について

- ・R3.9末現在の作成状況の報告と避難確保計画作成100%に向けての依頼をする。

以上

令和3年度 第3回 南河内地域水防災連絡協議会行政WG

日時：令和4年1月20日（木）10：00～12：00

場所：（Web開催）

（議事概要）

1. 水防災連絡協議会における次期「地域の取組方針」と流域治水の進め方について

2. 南河内地域水防災連絡協議会規約改正（素案）について

（1. 2まとめの議事）

- ・大和川水系流域治水プロジェクトと南河内地域水防災連絡協議会との構成員は重複するので、業務のすみわけを行う。

3. 5年間（H29～R3）の取組状況まとめ結果及び次期5か年の取組内容素案について

- ・具体的な取組において流域で分けて記載する必要がある事について了解を得た。
- ・新規項目などについて、協議会までに再度行政WGを行い、意見集約を図ることになった。

4. 南河内地域広域タイムラインの改正に向けて

- ・南河内広域タイムラインの改定に向け、各市町村の協力依頼の了解を得た。

5. その他事項

- ・第2回連絡協議会議事録の確認をしたが、特に意見はなかった。
- ・南河内地域水防災連絡協議会へ柏原市が参加の意向を示していることについて確認をしたが、特に反対意見はなかった。

以上

令和3年度 第4回 南河内地域水防災連絡協議会行政WG

日時：令和4年2月21日（月） 書面開催

- ・3月開催予定の水防災連絡協議会において審議する以下の事項の確認を行った。

- ①水防災連絡協議会規約改正（案）について
- ②5年間（H29～R3）で実施した具体的な取組の進捗結果（案）について
- ③次期5年間（R4～R8）で実施する具体的な取組（案）について
- ④南河内地域流域治水プロジェクト（案）について（石川ブロック・西除川ブロック）
- ・3月の水防災連絡協議会の開催方法について、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえて、書面開催の予定であることを提案した。

以上